

大口町告示第68号

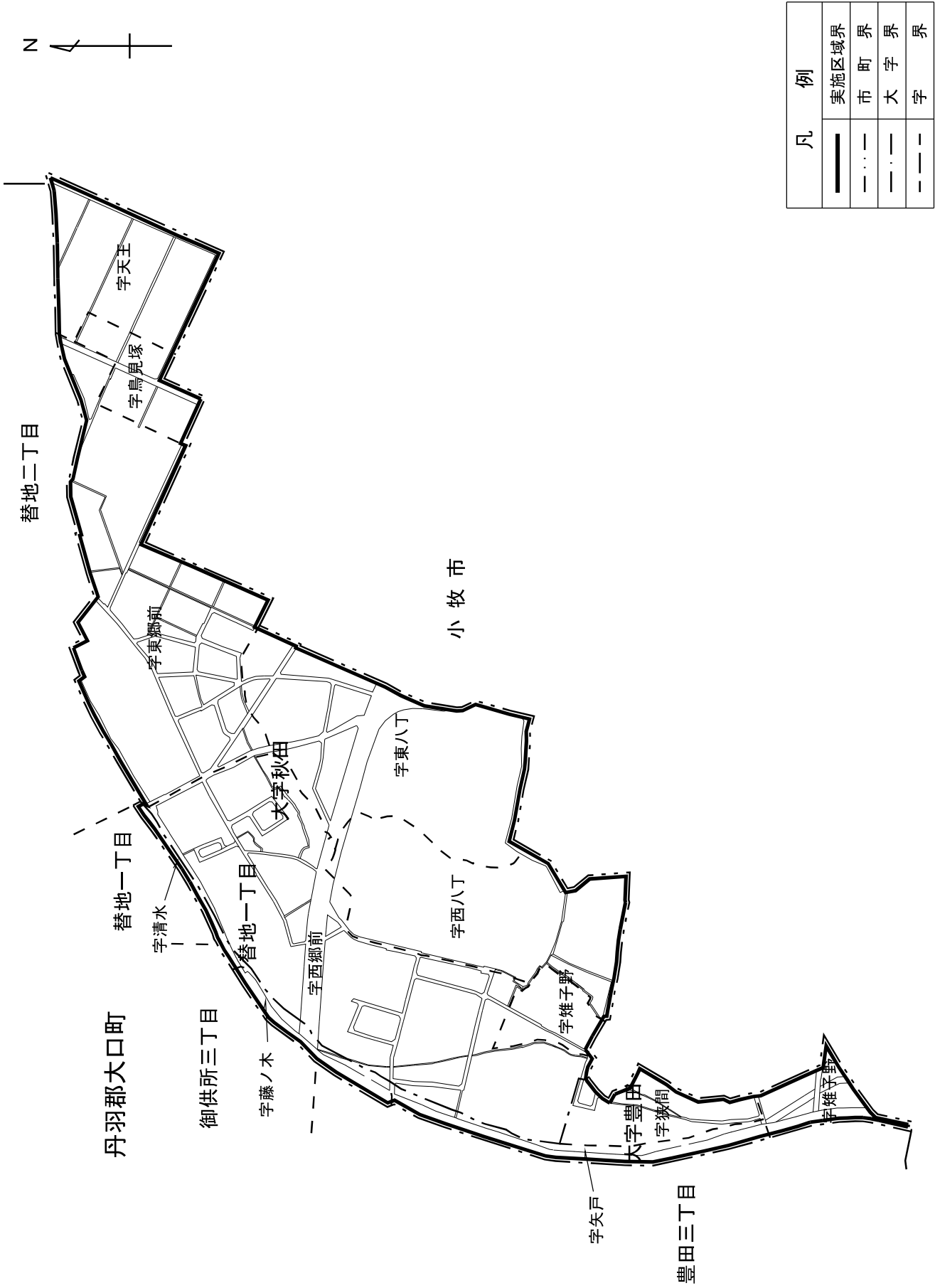
国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査の施行に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項及び愛知県事務処理特例条例（平成11年愛知県条例55号）別表第1の規定に基づき、別図第1に示す区域において、字の区域を別図第2のとおり設定する旨、大口町長から届出があったので告示する。

この字の区域の設定は、平成23年9月20日からその効力を生ずるものとする。

平成23年9月19日

大口町長 森 進

別図第 1



別図第2

